

付 議 第 1 号

高知県産業教育審議会への諮問に関する議案

産業教育振興法第12条の規定に基づき、別紙のとおり諮問することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(15) 法令又は条例に基づく附属機関に対して重要な諮問を行うこと。

別紙

2 高高学第 5 9 4 号

令和 2 年 7 月 日

高知県産業教育審議会長 様

高知県教育委員会

教育長 伊藤 博明

産業教育振興法第 1 2 条の規定に基づき、次の事項について理由を
付して諮問します。

諮問

「これからの本県産業教育の在り方について」

「これからの本県産業教育の在り方について（案）」

（諮問理由）

本県高等学校では、平成19年12月に高知県産業教育審議会から「社会の変化に適応した今後の産業教育の在り方」についての答申をいただき、キャリア教育の充実や将来のスペシャリストの育成等に取り組んできました。また、県立高等学校再編振興計画「前期実施計画」「後期実施計画」を示すとともに、高知県が策定した「高知県産業振興計画」や「日本一の健康長寿県構想」の取組と連携しながら、将来の地域社会や産業を担う人材の育成を進めてきました。

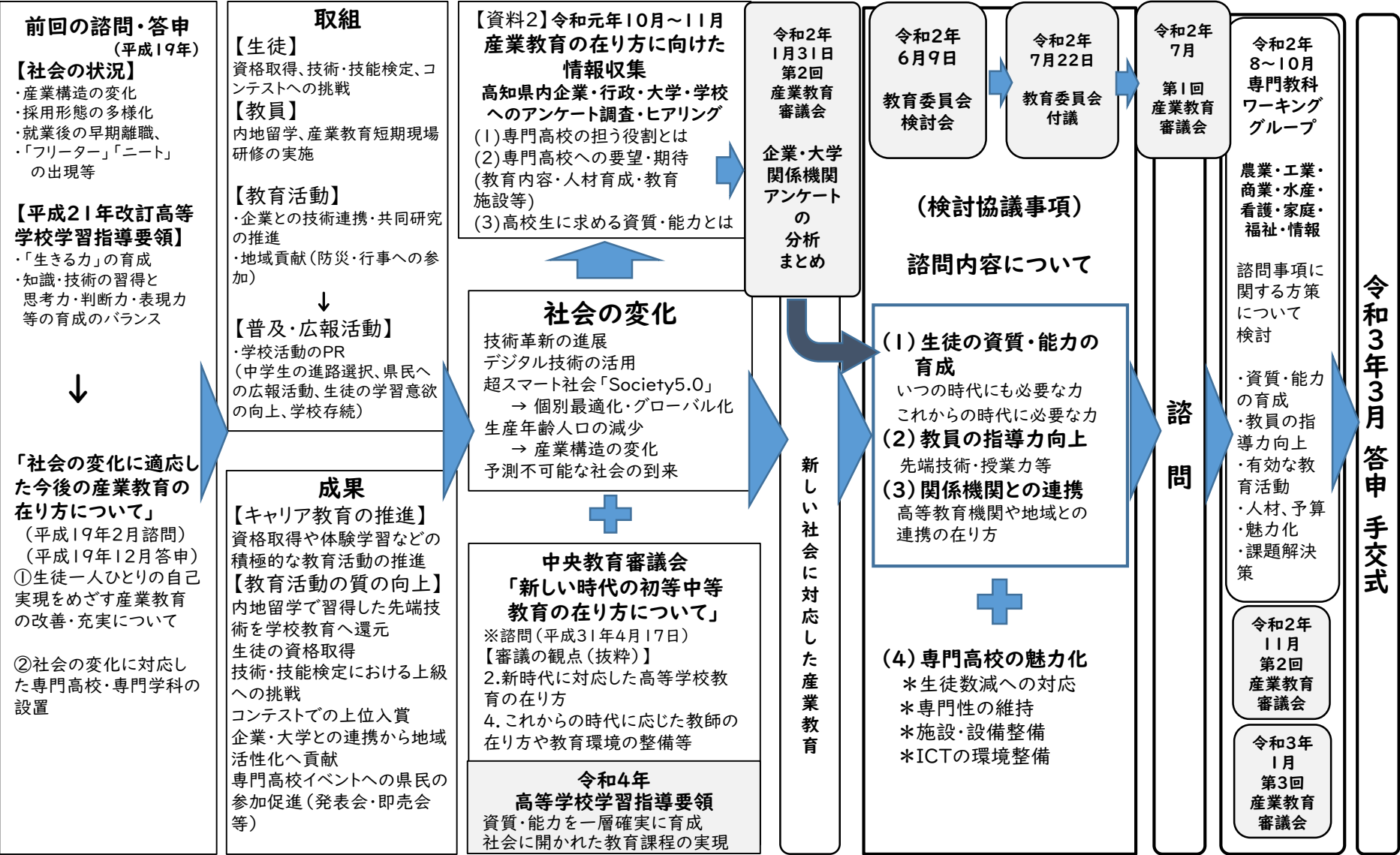
近年、技術革新の進展により、人工知能（AI）やデジタル技術の活用が急速に進み、多様なニーズにきめ細かに対応した「超スマート社会（Society 5.0）」が到来し、社会は大きく変化していくと予測されています。本県においても、子供たちがこのような急激な社会的変化を前向きに受け止め、予測不可能な未来社会を生き抜くために必要な資質・能力を育成することが求められています。また、令和4年度から新学習指導要領による新たな学びがスタートし、社会を支え産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力を各教科の「見方・考え方」を働かせた学習活動の中で育成していく必要があります。

現在、本県では、第2期教育大綱、第3期高知県教育振興基本計画に基づいた地域の将来を担う人材育成や地域協働学習に取り組んでいるところでありますが、このような産業教育を取り巻く状況に対応することができるこれからの本県産業教育の在り方についてご審議をお願いします。

（検討の観点）

- （1）生徒の資質・能力の育成
- （2）教員の指導力向上
- （3）学校の関係機関との連携
- （4）専門高校の魅力化

これからの本県産業教育の在り方について (高知県産業教育審議会への諮問の流れ)



高知県産業教育審議会 答申イメージ図

高知県産業教育の課題		
・技術革新の進展	・個別最適化	・生産年齢人口減少
・人工知能(AI)やデジタル技術の活用	・グローバル化	・高齢化
・超スマート社会「Society5.0」	・新型コロナウイルスの感染拡大	・中山間地域の衰退

諮問

『これからの本県産業教育の在り方』

社会的背景

(中央教育審議会への諮問)
「新しい時代の初等中等教育の在り方について」
豊かな創造性を備え
持続可能な社会の創り手として、
予測不可能な未来社会を自立的に
生きる

情報通信技術 (ICT) やAI等
の先端技術の活用

持続可能な開発目標 (SDGs)
を意識した取組

時代に即した学科改編

- 検討の観点**
- 1 生徒の資質・能力の育成
 - いつの時代にも必要とされる基礎的・基本的な知識・技能
 - これからの予測不可能な社会で必要とされる資質・能力
 - 2 教員の指導力の向上
 - これからの時代に必要とされる人材を育成する資質・能力
 - 学び方の変動に対応した授業力
 - 3 学校の関係機関との連携
 - 地域や産業界、上級学校等との幅広い連携や交流
 - 他教科・異校種との連携
 - 4 専門高校の魅力化
 - 生徒数減少への対応
 - 先端技術の活用

- 国・県の産業教育関連項目**
- 「高知県産業振興計画」
目指す将来像
地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県
 - 「日本一の健康長寿県構想」
県民の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができる高知県を目指す
 - 「高知県教育振興基本計画」
目指すべき人間像
学ぶ意欲、心豊か、夢に向かって羽ばたく/郷土への愛着と誇り、高い志
 - 「新学習指導要領」
主体的・対話的で深い学び

答申

参考資料 3

高知県産業教育審議会答申『これからの本県産業教育の在り方について』 審議計画(案)

	審議会	専門委員会	内容
H31 4月			※中央教育審議会へ「新しい時代の初等中等教育の在り方」諮問
R1 5月			
6月			
7月	第1回開催		<ul style="list-style-type: none"> ●平成30年度の事業活動報告及び令和元年度の取組 ●「これからの本県産業教育の在り方について」協議の必要性について10年先の社会を想像したとき、高校生にどのような資質・能力が必要か⇒新たな産業教育の指針が必要である。
8月			<p style="text-align: center;">産業教育の在り方に向けた情報収集</p>
9月			<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="background-color: #d9ead3; padding: 5px;"> <p>○世界・全国の流れ 「教育再生実行会議第十一次提言」 ・技術の進展に応じた教育の改革 ・新時代に対応した高等学校改革 ・society5.0時代に向けた人材育成 ・AI時代を担う人材育成</p> </div> <div style="background-color: #fff2cc; padding: 5px;"> <p>○県産業振興計画の動き ・高知県版society5.0の実現に向けた取組 ・人材育成・確保 ・移住促進 ・地産外商の推進 ・産業成長戦略(農・林・水・商工・観光)</p> </div> </div>
10月			<p>○関係団体・地域企業・大学等へのアンケート調査+ヒアリング</p> <p>・産業系専門高校の担う役割とは ・産業系専門高校への要望・期待(教育内容・人材育成・教育施設等)</p> <p>・高校生に求める資質・能力とは</p>
11月			
12月			<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="background-color: #fff2cc; padding: 5px;">情報の分析・まとめ</div> <div style="font-size: 2em;">=</div> <div style="background-color: #4f81bd; color: white; padding: 5px;">課題</div> </div>
R2 1月	第2回開催		<ul style="list-style-type: none"> ●各調査結果等の報告・説明・情報提供 ●産業系専門高校の課題 ⇒ 諮問に向けての材料 ●今後の高知県における産業系専門高校の姿 これからの時代に応じた教育環境について (施設整備・教員の資質・指導力) <div style="background-color: #fff2cc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○アウトラインの提示 ・方向性 ・答申の項目立て 等</p> </div>
2月			
3月			
R2 4月			
5月			諮問内容の検討(高知県教委)
6月			
7月	第1回開催		<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年度の事業活動報告及び令和2年度の取組 ●県教育委員会から県産業教育審議会へ諮問
8月		第1回	<p>○各専門教育に関する課題の洗い出しと今後の方向性について協議。 (農業・工業・商業・水産・家庭・看護・福祉・情報ワーキンググループ) 【審議会委員、大学教員、高知県行政、高校教員】</p>
9月		第2回	
10月		第3回	
11月	第2回開催		<ul style="list-style-type: none"> ●答申案の作成・検討・審議 ○答申案の修正・検討
12月			
R3 1月	第3回開催		<ul style="list-style-type: none"> ●審議会答申修正・完成
2月			
3月	答申手交式		

産業教育振興法 一抜粋一

第一章 総則

(国の任務)

第三条 国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、産業教育の振興を図るように努めるとともに、地方公共団体が左の各号に掲げるような方法によつて産業教育の振興を図ることを奨励しなければならない。

- 一 産業教育の振興に関する総合計画を樹立すること。
- 二 産業教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること。
- 三 産業教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること。
- 四 産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること。
- 五 産業教育の実施について、産業界との協力を促進すること。

第二章 地方産業教育審議会

(設置)

第十一条 都道府県及び市町村（市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方産業教育審議会を置くことができる。

(所掌事務)

第十二条 地方産業教育審議会（以下「地方審議会」という。）は、それぞれ、当該都道府県又は市町村の区域内で行われる産業教育に関し、第三条各号に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会の諮問に依つて調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。

(委員)

第十三条 地方審議会の委員は、産業教育に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、それぞれ、都道府県又は市町村の教育委員会が任命する。

- 2 前項の委員の任命に当たつては、あらかじめ都道府県の教育委員会にあつては知事の意見を、市町村の教育委員会にあつては市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。
- 5 前項の費用は、それぞれ、都道府県又は市町村の負担とする。
- 6 委員の定数並びに費用弁償の額及びその支給方法は、条例で定める。

令和2年度高知県産業教育審議会 委員

区分	氏名	現職等経歴	任期
産業、経済界における学識経験者	もりした かつひこ 森下 勝彦	高知県経営者協会会長 株式会社高知銀行取締役頭取	令和2年5月1日 ～ 令和4年4月30日
産業、経済界における学識経験者	たにもと きょうこ 谷本 恭子	社会福祉法人みその児童福祉会児童家庭センター高知ふれんどセンター長 高知県社会福祉法人経営者協議会前副会長	
教育界における学識経験者	よこばた たけし 横畑 健	なんこく若者サポートステーション所長 元高知工業高等学校校長	
勤労界における学識経験者	ふじはら ふさこ 藤原 房子	公益社団法人高知県看護協会会長 公益社団法人日本看護協会地区理事	
関係行政機関の職員	ほそき ただのり 細木 忠憲	高知県市町村教育委員会連合会会長 須崎市教育長	
産業、経済界における学識経験者	やまさき みちお 山崎 道生	高知県工業会会長 株式会社山崎技研代表取締役会長	令和元年5月1日 ～ 令和3年4月30日
産業、経済界における学識経験者	のまち えり 野町 亜理	こうち農業委員会女性ネットワーク会長 安芸市農業委員会長職務代理 高知県農村女性リーダー	
教育界における学識経験者	なかむら なおと 中村 直人	高知工科大学教授	
勤労界における学識経験者	なかごえ ひろし 中越 弘	日本労働組合総連合会高知県連合会副会長 四国電力労働組合高知県本部委員長	
関係行政機関の職員	ひろせ まり 廣瀬 真理	高知労働局雇用環境・均等室室長	